

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-指-1	P88～89	指摘	下水道料金課	<p><b>【公共下水道使用料】</b>  <b>同一業種間の使用料の比較結果の確認</b></p> <p>下水道に未接続で使用料が発生していない施設については、市によると浄化槽等を使用しているとのことである。よって市は、公共下水道の整備された区域において、水洗化指導を実施しているが、なお、下水道への接続がなされない施設へは更なる指導が必要である。</p> <p>下水道に接続しており、かつ排水量の申告がある施設については、使用料の額に著しい開きが見られる。使用料が著しく低い施設については、申告内容の正確性を十分に検討しておく必要がある。</p> <p>下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない施設は、いずれも使用料が著しく低くなっている。これら施設については施設から排出された下水をどのように取り扱っているのか、その実態を早急に調査する必要がある。</p> <p>市においては、個々の施設の実情を正確に把握しておく必要があり、確認の結果、事業者には是正を求めべき事項があった場合には速やかに対応を図り、実情の確認の結果と併せ、本監査に対する措置の状況として公表する必要がある。</p>	措置済(H29.7)	<p>同一業種の19施設について、平成24年度から平成25年度にかけて実態調査を実施した。</p> <p>下水道に接続されていない5施設については、現在も接続には至っていないが、平成28年度に現地調査や所有者への聞き取りなどを行い個々の状況把握に努めるとともに、継続した訪問調査を実施し指導の強化を図っている。</p> <p>下水道に接続しており、排水量の申告がある9施設のうち7施設については、実態調査により適切に申告がされていることを確認した。使用料の低かった2施設については、申告内容の正確性を欠いていたため事業者には是正を求めた結果、水量計の設置等により、施設規模や設備等によって使用料に開きはあるものの、平成28年度中に申告内容の正確性が確保された。</p> <p>下水道に接続しており、排水量の申告がない5施設については、事業者には是正を求めた結果、水量計の設置等により、平成27年度中に適正な排水量申告がされることとなった。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-指-2	P89	指摘	下水道料金課	<p><b>【公共下水道使用料】 使用料の妥当性の検討</b></p> <p>下水道に接続しており、かつ排水量の申告がない使用料が著しく低い施設については、必要な申告がなされていない可能性が最も懸念されるところである。</p> <p>しかしながら、現状においては、申告そのものが行われているかどうかを検討する仕組みが十分に備わっていない。</p> <p>特定の業種に絞って、その比較を行うことで調査対象を検討することも一つの方法であり、地域を限定して申告の有無や使用料の状況を比較する方法も考えられる。</p> <p>いずれにしても、公共下水道が適正に使用されているかどうか、そして、その使用量が妥当かどうかという観点をより重視していく必要がある。</p>	措置済(H29.3)	<p>平成26年度から平成28年度にかけて、順次、スポーツ施設、温泉施設及びガソリンスタンド業を対象とした同一業種間の排水量比較調査を行い、当該結果に基づく適正な改善指導を実施した。</p> <p>また、排水量申告を行っている施設についても、申告内容の適正性を確認するため、約300施設を対象に、毎年約60施設ずつ、5年に1度の実態調査等を計画的に実施している。</p>
24-指-3	P150～151	指摘	下水道保全課	<p><b>【個人が設置する合併処理浄化槽】 個人設置型浄化槽の設置状況の把握について</b></p> <p>浄化槽台帳は、その作成に実地調査等を伴っていないことや、浄化槽管理者から新規設置若しくは廃止された浄化槽の届け出が必ずしも行われていない状況があることから、網羅性について不完全なものとなっている。</p> <p>網羅性の高い浄化槽台帳を整備するために、市の関連部署、浄化槽設置時の施工業者等の関連機関からの資料収集などを行ったり、今後は相模原市内の全世帯(事業所も含む)を対象に浄化槽設置に関する実態調査を行うことも視野に入れ、計画的に浄化槽台帳を整備し、浄化槽維持管理の履行確認を行える体制を構築することが必要であると考えます。</p>	措置済(H28.7)	<p>旧相模原市の区域については、平成25年度に浄化槽台帳に必要な資料を確認し、市関連部署からの資料収集を行い、平成26年度には当該資料に基づく業務委託により浄化槽台帳の整備を完了した。</p> <p>また、津久井地域についても同様に、平成27年度に完了している。</p> <p>なお、旧相模原市の区域では、平成27年度より指定検査機関から収集した浄化槽維持管理結果について、浄化槽台帳への入力を開始するなど、浄化槽維持管理の履行確認を行っており、津久井地域でも今年度より実施している。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-指-4	P152~ 153	指摘	下水道施設課	<p><b>【個人が設置する合併処理浄化槽】 合併処理浄化槽設置補助金の交付条件について</b></p> <p>「相模原市浄化槽設置補助金交付要綱」に基づき補助金交付を受けた補助事業者(浄化槽管理者)は交付要綱の第10条において「補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くようにその維持管理に努めなければならない。」と規定されている。</p> <p>したがって、浄化槽設置補助金の交付を受けた補助事業者が、その後の法定検査を受検していなかったり、検査結果で不適合とされたまま放置しているような場合には、補助金交付要綱に違反していることになる。</p> <p>今後は、浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して適切な指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「補助金交付の条件に違反したときは、補助金の返還を命ずることができ」などといった「交付決定の取消し」「補助金返還」に関する規定を交付要綱に設けて明文化し、補助事業者からの提出書類である補助金申請書等の様式においても「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合、「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどし、補助事業者が法定検査を過怠又は不適合状態を放置した場合についての取扱いを明確にしておくことが望まれる。</p>	措置済 (H27.7)	<p>相模原市浄化槽設置補助金制度は、認可区域外又は7年以上、公共下水道の整備が見込まれない認可区域内での浄化槽の設置にあたり、公共用水域等の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られたことに対して交付されるものであり、交付した時点で要綱の趣旨は達成されるものと判断できるが、浄化槽の適正管理については、補助事業者のみならず浄化槽管理者全てに対する意識向上を図る必要があるため、周知・啓発や管理・監督体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>なお、「交付決定の取消し」や「補助金返還」については、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則に基づいて運用しているところであり、また、平成25年度に行った当該要綱改正時において、補助事業者が提出する補助金交付申請書の添付資料として「適切な維持管理を行う」等を記した誓約書を追加し、改善を図っている。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-指-5	P159～164	指摘	下水道保全課	<p><b>【個人設置浄化槽の維持管理】</b>  <b>法定検査実施状況について</b>            適切に維持管理を行っている浄化槽管理者がいる一方で、保守点検、清掃の必要性を十分認識せずに法定検査を過怠している浄化槽管理者を放置することは、浄化槽行政に対する信頼性を損なうものであり、市民に対する公平性確保の観点からいってもこれを放置することには問題がある。            このため、行政である相模原市は関連部署と調整を図り、業務を行う保守点検業者、指定検査機関などと連携して、浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化する必要がある。</p>	措置済 (H29.3)	<p>法定検査の受検の促進を図るためには、未受検者の把握が必要なことから、平成27年度までに浄化槽の設置状況を把握するための浄化槽台帳の整備を完了させるとともに、浄化槽台帳に指定検査機関から提出された法定検査結果等を入力した浄化槽維持管理台帳を作成した。            浄化槽の維持管理を確保するため、平成28年度には他市事例等を参考に「個人設置型浄化槽の維持管理促進を図る取組方針」を策定した。当該方針に基づき、民間清掃業者等と連携し、適正な維持管理をしていただくためのリーフレットを配布するなど、周知啓発の強化に努めている。</p>
24-指-6	P206～209	指摘	下水道経営課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>水洗化普及員による下水道の無断接続に関する調査</b>            現在、水洗化普及員は未接続世帯に対して水洗化促進啓発のため各戸訪問しているが、訪問先は無断接続の調査対象と重複しているはずであり、効率的に行うためにも水洗化促進と同時に無断接続の有無についても確認するようにすべきである。</p>	措置済 (H25.7)	<p>平成25年度より未接続世帯への各戸訪問の際、無断接続の有無についても併せて調査するように改めた。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-1	P59～60	意見	下水道経営課	<p><b>【他の政令指定都市との比較】</b>  <b>経営データを活用した中長期的・体系的な課題への取組について</b>                      平成25年度からの地方公営企業法の適用によって、より正確な経営状況や財政状況の把握が可能となる。                      それらのデータを十分活用し、他都市とも比較しつつ、現状の課題をしっかりと分析することが必要である。                      それを踏まえて将来の状況を予測するとともに、各種の経営指標や経営改善の取組に関して目標値を定量的に設定することが望ましい。                      目標値は中期経営計画等の形でまとめ、定期的に目標への到達度を整理し、市民に公表していくことが考えられる。</p>	対応予定(H29.11)	<p>企業会計移行に伴い、下水道事業における各種計画及び決算データを基にした経営分析を行い、下水道事業の将来目標と収支見込に基づいた中長期的な「経営戦略」を平成30年度までに策定することとし、「公営企業の経営に当たっての留意事項について(総務省通知)」等を参考に各種個別計画策定の準備を行っている。                      平成29年度中に投資試算・財源試算に関する下水道事業審議会からの意見聴取を実施し、経営戦略(案)の策定を行う予定である。</p>
24-意-2	P64	意見	下水道経営課	<p><b>【下水道事業の経営状況】</b>  <b>繰入金算定の根拠が不明確であることについて</b>                      平成23年度決算における一般会計からの繰入金は3,550百万円であり、下水道事業収入に占める割合も大きい。また、その算定プロセスは単に繰入金の金額を計算するだけでなく、下水道事業に係る経費や支出を公費と私費に区分する作業であり、一般会計の財政負担、下水道利用者の負担、そして下水道事業経営の独立採算性にそれぞれ直結する重要なプロセスである。繰入金算定の根拠を明確にし、市民や利用者等に対して説明責任を果たせる状況にしておくことが必要である。</p>	対応済(H26.3)	<p>地方公営企業法の適用(企業会計移行)に伴い、総務省から通知される地方公営企業に係る「繰出基準」を基本に、相模原市として説明責任を果たせる「相模原市下水道事業会計繰出基準」を平成25年3月に設定した。平成25年度予算以降は、この基準を算定根拠として繰出金を算定していく。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-3	P64	意見	下水道経営課	<p><b>【下水道事業の経営状況】</b>  <b>基準外繰入について</b>                      平成23年度までは、下水道事業の赤字補填の額が相当額であるにもかかわらず、予算策定時の詳細な検討などが行われていない状態であったといえる。                      平成25年度から繰入金の算定方法を予算策定段階からの積み上げ方式に変更し、さらに平成25年度より使用料の値上げなどを実施することにより、基準外繰入金は大幅に減少することが期待される。                      下水道事業の独立採算制を志向した健全な経営が行われることが望まれる。</p>	対応済 (H26.3)	<p>平成25年度の予算編成においては、予算要求の前段階で中期的な財政収支を見積もる「財政推計」の段階で、「相模原市下水道事業繰出基準」に基づいた繰入金の見込みを算出し、予算編成に反映させるという手順を構築し、今後もこの手順にそった予算編成を行っていく。                      また、平成25年度からの料金改定においては、繰入金を含めた今後3年間の期間損益を見込み、使用料対象経費を回収することができる料金水準とするべく、平均10.4%の改定を行ったもので、平成25年度からの3か年においては、基準外による繰入を行わない事業運営を見込んでいる。</p>
24-意-4	P89	意見	下水道経営課	<p><b>【公共下水道使用料】</b>  <b>地下水等を利用している者の排水量の認定にかかる手続</b>                      使用者の申告内容の正確性の検証について市は、毎年度排水量申告実態調査を実施している。                      排水量申告実態調査の結果報告書を確認すると、申告誤りがあったことで使用料を遡及して賦課している事案もあるなど、一定の成果を挙げているとは思われる。                      しかしながら、施設の規模はほぼ同程度と思われても使用料に開きが見受けられる。                      平成24年度は調査件数を拡大しているとのことであるが、今後は、調査件数の拡大と併せて、調査方法の見直しも図る必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>個々の施設に対する調査は、地下水の使用や減水の有無、計測装置類の確認、排水量申告内容の確認などの実態調査を実施するとともに、指摘を受けた業種以外にも調査対象を拡大して実施している。                      平成25年度は指摘を受けた業者の追加調査を実施した。平成26年度は新たな業種を対象に15施設の実態調査を実施した。今後も同様に調査対象を拡大して実施する。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-5	P90~91	意見	下水道経営課	<p><b>【公共下水道使用料】</b>  <b>滞納使用料への対応及び管理にかかる手続</b>                      時効前の早い段階で、県企業庁から高額滞納者や継続的滞納者にかかる詳細なデータや滞納整理のプロセスに関する情報を入手し、滞納状況の把握・分析や収納率向上策の検討を行い、債権者としての管理及び対応を行っていく必要がある。</p>	対応済(H26.3)	<p>滞納者に係る詳細な情報(個人・事業者、業態、滞納履歴など)を適時県企業庁より入手し、納付督促の実施により債権の確保を図っており、引き続き収納率の向上に努める。                      また、これまで以上に市内の県企業庁3営業所と連絡を密にし、長期滞納者に対する徴収対策を進めている。</p>
24-意-6	P91~92	意見	下水道経営課	<p><b>【公共下水道使用料】</b>  <b>使用料の減免にかかる手続</b>                      県企業庁による上水道の減免手続については、全ての減免理由事案において申請が必要となっている。そのことも考慮すると、生活保護者等世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯、重複障害者世帯についても申請による手続を基本とし、その減免要件を充足していることを効率的に確認するために市の福祉関連情報を利用するといった形を検討すべきである。</p>	対応済(H26.3)	<p>使用料の減免にかかる手続については、条例、施行規則に基づき、福祉関連情報をもとに職権で行っているもので、効率的な手続を行っている。</p>
24-意-7	P99~101	意見	下水道経営課	<p><b>【受益者負担金、受益者分担金】</b>  <b>滞納債権への対応及び管理にかかる手続</b>                      平成24年度は、現年度分についても電話催告業務を委託にて実施しているが、今後も早期対応を重視し、翌年度に繰り越される件数を極力減らす努力を継続されたい。                      また、受益者負担金・受益者分担金の徴収においては、下水道使用料の徴収と異なり、給水停止などの措置もできないことを考慮すると市が取りうる手段は限られていることから、市税等と同様に、相手の支払能力を調査し、預金や給与に対する差押等の手段も検討すべきである。</p>	対応済(H26.3)	<p>現年度分の滞納債権については、督促状を発送後10日過ぎた未納者をリスト化し、電話督促をはじめ、臨戸督促等を行い、早期の債権回収に努めている。                      さらに今年度から、過年度分の債権については、まず、高額滞納者について債権対策課へ移管し、債権回収を積極的に進めていく。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-8	P119~ 120	意見	下水道施設課 津久井下水道 施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>設計積算に係る確認手続について</b>            設計積算チェックシートの書式の統一性やその運用実務の理解、チェック手続きの流れ、審査担当者の牽制の状況、チェックの証跡などにおいて重要な問題点は見られなかった。            ただし、各担当課、あるいは工事契約によって、設計積算チェックシートの運用が異なるケースが見られた。            今後も設計積算チェックシートが導入された趣旨を周知・確認し、市全体の共通のルールに従って適切に運用するとともに、下水道事業特有の積算上のリスク等に対応して設計積算の正確性が効果的に担保されるようにすることが必要である。</p>	対応済 (H26.3)	設計積算の正確性を担保するため、設計積算チェックシートの運用方法等については今までも周知確認を行ってきたが、平成25年5月に最新版チェックシートにより統一化を図った。
24-意-9	P121	意見	下水道施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>設計積算における参考見積書の徴取について</b>            自動除塵機の場合、平成22年度は8社、平成23年度は13社から参考見積書を徴している。結果的に平成23年度に追加した業者から低い見積金額が提示され、設計単価が下がっている。            徴取する業者の選定が設計単価の設定については設計金額の積算に直結するため、今後同様のケースでは、より慎重な対応が必要となる。各機械設備とそれを取り扱う業者に関する情報を十分収集し、分析した上で、可能性のある業者を幅広く選定していく姿勢が求められる。</p>	対応済 (H26.3)	今後は、自動除塵機など特殊な条件設定等が必要な設備の設計に際しては、担当課での見積徴収を行わず、取り扱う業者に関する情報収集と分析が可能な特別調査を実施し、適正な価格設定を行うこととした。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-10	P121～123	意見	下水道施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>最低制限価格及び業者選定方法について</b>                      ポンプ場の機械設備更新工事は、一律の計算式で算定される土木工事の最低制限価格になじみにくとも言え、価格だけではなく、技術力や施工能力などを総合的に評価する総合評価方式など、他の業者選定方法についても検討の余地はあったと考えられる。                      契約に際して、工事の確実な施工及び品質等の確保、経済性の追求などの観点から、工事の特性に適合する業者選定方法について意見を述べることは工事担当課に期待されているものとする。</p>	対応済(H26.12)	<p>今後の工事発注に際しては、必要に応じて契約担当課との意見交換を行うなど、発注方法の対応について調整を図ることとする。                      なお、機能を維持しながら実施するポンプ場の更新工事については、土木・建築・機械・電気各分野に渡る特殊かつ専門的技術が必要となることから、平成25年度より、豊富な経験と実績のある各分野の専門技術職を有する「地方共同法人日本下水道事業団」と協定を締結し、事業を実施することとした。                      また、契約に際しては、同事業団が国に準じた発注方法により業者を選定し、適切な対応を図っている。</p>
24-意-11	P123～124	意見	下水道施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>汚水ます設置工事の契約単位について</b>                      旧津久井町の地域特性から単価契約になじまないことや時間のかからない随意契約が望まれることなどの事情については一定の理解をすることはできる。                      しかしながら、競争入札と随意契約では参加業者数も異なり、競争性や透明性の面で差がある。随意契約とするために意図的に契約単位を小さく設定することは避けなければならない。申請が集中した場合や緑区全体などのより広域の単位で件数をまとめることができる場合、あるいは単価契約を適用することにより上限金額を大きく設定できるような場合には、可能な限り、まとめて契約することが必要である。                      汚水ます設置工事は、契約単位を担当課の判断で設定できる余地のある特殊なケースであることを意識し、慎重な対応が求められる。</p>	対応済(H26.3)	<p>汚水ます設置工事の競争入札については、公告から契約まで一定期間必要となることから、年度当初については、居住者への影響を最小限にするため、随意契約により早期の契約発注を行い、それ以外の契約期間が設定できる場合については、工事エリア範囲の設定を行い入札を実施することとした。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-12	P124～125	意見	下水道施設課 津久井下水道施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>随意契約時の見積書徴取業者の選定について</b>            担当課では同様の工事の発注等を通じて各業者の施工能力や手持工事などの状況を把握しやすい。それを踏まえた業者選定によって、結果的に工事の履行期限の遵守と品質の確保を実現させるなど、実務面では担当課の利点を生かしていると推測されるが、業者選定の客観性の確保については、逆に、より慎重かつ丁寧な取組が求められる。            例えば、見積書徴取業者を選定する際には、検討した業者の範囲や主な基準項目ごとに収集した情報、判断した内容などを記録するなど、運用上、工夫する余地があると考え。</p>	対応済 (H27.11)	<p>随意契約は、受注者の早期決定や地域精通度など多くの利点を活かせる契約方法であるが、業者の選定にあたっては、客観性の確保が必要と考えている。            そのため、発注する工事内容により選定基準を定め、地域精通度や過去の実績を考慮した上で課内において「業者選定表」を作成し、見積書徴取業者を選定するなど、契約事務における客観性と公平性の確保に努めている。</p>
24-意-13	P125～126	意見	下水道施設課 津久井下水道施設課	<p><b>【工事請負契約】</b>  <b>契約変更及び繰越明許について</b>            「公共下水道第82処理分区整備工事(1工区)」(津久井上下水道整備課)のように契約後、すぐに変更契約をしなければいけないような状況はできるだけ避ける必要がある。            また、翌年度に予算を繰り越す繰越明許の手続きが行われている工事について、実態と合っていないが、議会で繰越明許費として議決されないと確定できないことから、年度内で終わる工期で契約書をはじめとする各種文書の整合性が図られている。            ただし、例えば、契約変更協議通知等の変更理由は「関係機関との調整に時間を要したため工期を延長するもの」とされている。            関係文書は実態と合っていないだけに繰越明許の予定であることなどについてしっかり事情を明記しておくなど、担当課としても運用事務にあたって十分配慮することが望まれる。</p>	対応済 (H27.11)	<p>「公共下水道第82処理分区整備工事(1工区)」については、指名競争入札に係る参加者の指名後、設計の一部に不適切な箇所が存することが発覚したため、現場説明において、契約締結後、設計変更協議を行う旨、参加者全員に事前周知することで運用したところだが、今後はこのような事務誤りのないよう、土木工事に係る設計積算事務の審査及び指導マニュアルに基づき、徹底強化を図っている。            なお、下水道事業の建設改良費の予算繰越は、平成25年度からの地方公営企業法適用に伴い、従前の地方自治法に基づく繰越明許費としての予算議決を要せずに予算を繰り越して使用することができ、また、工期が翌年度へまたがる工事を契約することも可能となっていることから、今後は実態に即した適切な運用を図っていく。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-14	P131～132	意見	下水道施設課 津久井下水道施設課	<p><b>【委託】</b>  <b>随意契約による事務手続の迅速化と入札によるコスト抑制の優先順について</b>                      サンプルとして抽出した 1 及び 2 の地下埋設物調査委託については、契約ごとの予定価格は1千万円以下であるものの、委託内容及び調査方法が同一であり、時期もほぼ同一である。結果的に落札業者も同一となっている。                      契約の範囲を見直して競争入札によってコスト削減を図るべきと考えられるが、こうした一連の契約事務の場合には、事務の効率化が計画性の保持や人件費等のコスト削減に寄与することも想定できる。                      そこで、競争入札ではなく、随意契約により事務手続の迅速化を優先することが容認される場合をあらかじめ内部で検討し、適切に説明を実施できる状況を構築しておくことが望ましい。</p>	対応済 (H26.3)	委託や工事の発注について、規模や難易度等から契約方法を定めているが、平成25年4月よりやむを得ない場合における契約方法の選定については、説明ができるよう記録することとした。
24-意-15	P132～133	意見	下水道施設課	<p><b>【委託】</b>  <b>計画的な契約の締結について</b>                      中淵・古淵ポンプ場設備診断調査委託業務の契約は、平成23年12月に締結されており、長寿命化計画の報告書の完成を待つことなく、診断調査業務が始まっている。                      特記仕様書の内容を受けて他の委託契約がある場合には、適切な計画を立案し、他の委託契約の元となる成果物を適切に検収したのちに、他の委託契約を締結する必要がある。また、重複部分がある場合には、別々の契約のままの方が良いか、まとめてプロポーザル方式とするべきかなど、契約の範囲についてもより慎重に検討しておく必要がある。</p>	対応済 (H26.3)	先に策定した計画の結果を踏まえ、適切に見定めながら、状況に応じた契約を締結し対応を行っている。 今後においても、重複箇所や関連性を考慮し、発注業務を分割または包括するかを検討し、この内容に適した契約方法(入札方式またはプロポーザル方式)を選択するなどより効果的な対応を図ることとした。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-16	P133～134	意見	契約課	<p><b>【委託】</b>  <b>情報提供の網羅性について</b>                      当該委託契約については、契約課での公表案件の取りまとめから漏れるとともに、下水道管理課でも漏れを確認することができなかった。                      今後、市民への情報提供の重要性を鑑み、漏れなく一者随契理由を公表できるように、契約課と担当課にまたがる案件についても、契約課及び担当課が事務負担を考慮しながら、適切なチェック体制を構築する必要がある。</p>	対応済(H26.3)	平成25年度公表分からは、契約課で契約する案件についても担当課から改めて報告するよう指導するとともに、契約課においても、担当課から事務連絡で別途依頼を受けた案件を確認することにした。
24-意-17	P134～135	意見	下水道施設課	<p><b>【委託】</b>  <b>指名競争入札における指名業者の選定について</b>                      指名競争入札の業者選定において、機会の均等を優先するのか、コストの削減を優先するのか、双方の条件を共に満たすことは困難であるため、潜在的な解決方法はないものと考えられる。                      ただし、契約内容や登録業者数も考慮し、契約ごとに指名競争入札における業者選定方針を説明できるよう、下水道管理課のみならず、相模原市各課での検討が必要であると考えられる。</p>	対応済(H27.11)	<p>委託業務に関する指名競争入札に際して、入札の参加機会の公平性を重視した業者選定を行うと共に、品質の低下や労務費へのしわ寄せが懸念される業務に対し、最低制限価格を設けることも必要とされるため、業務内容に応じた対応を図ることとし、当課が入札を執行する契約については、その内容ごとに指名業者の選定方針を明確にするとともに、入札契約制度の理念に基づいた運用を図りながら、指名業者の選定を行っている。</p> <p>なお、平成27年3月末に契約課から各課へ通知された事務連絡「入札・契約事務の適正執行について」において、業者選定理由に関する内容が明記され、全庁的な周知が図られている。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-18	P141	意見	下水道施設課	<p><b>【貸借対照表とその内容】</b>  <b>機器台帳の管理について</b>                      「公共下水道 古淵ポンプ場 機器台帳」の機器経年記録の記載が、ほとんどの機器について、2000年度(平成12年度)を最後に記録がない状態となっている。当該台帳は修理の際に参考になる履歴として現在も使われているとのことであるので、記録がない状態で放置せず、管理していく必要がある。</p>	対応済 (H26.3)	平成12年度以降の機器経年記録について、平成25年6月に整理を行い、修理履歴等を実施後すみやかに台帳に記録するなど、適切な管理を行うこととした。
24-意-19	P143	意見	下水道施設課	<p><b>【固定資産(深堀ポンプ場)の実査】</b>  <b>現物資産への管理番号貼付について</b>                      深堀ポンプ場は、固定資産台帳には資産管理番号が記載されている一方で、資産現物には資産管理番号の付いたシールなどがなく、同じ資産が数個ある中で、特定が難しい状態のものも見られた。                      資産現物についても資産管理番号を貼付することにより台帳との整合性がとりやすいと考えられる。                      また、資産の修理や除却時の手続きなどが管理しやすくなるため、シール等によって資産管理番号の明示をする必要がある。                      さらに、管きょなど地下に埋設されている資産のように、実査が難しいものもある。                      これらについては、図面に資産管理番号を記載するなどの方法で管理する必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	資産の特定と固定資産台帳との整合性を図るため、平成25年度より資産管理番号の付いたシールを資産現物へ順次貼付し、平成26年度に完了した。 また、管きょ等の地下に埋設されている資産については、下水道台帳をシステム化しており、そのシステムに属性を持たせて管理していることから、図面への管理番号は記載しており対応済である。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-20	P145	意見	津久井下水道施設課	<p><b>【固定資産(大久和排水処理施設)の実査] 現物資産への管理番号貼付について</b></p> <p>大久和排水処理施設について、金額的に重要性の高い7件について実査を行った結果、当該7件の資産については実在が確認された。しかし、資産現物には資産管理番号のついたシールなどが無い点は深堀ポンプ場と同じ状態である。シール等によって資産管理番号の明示をする必要がある。</p>	対応済(H26.12)	資産現物について資産管理番号の明記をすることで台帳との整合が取りやすいと考える。平成25年度に資産管理番号標(シール)を貼付した。
24-意-21	P153~155	意見	下水道施設課	<p><b>【個人が設置する合併処理浄化槽] 合併処理浄化槽補助金の補助金単価設定について</b></p> <p>他の市町村に比べ補助率の高い制度を維持するものであれば、補助上限額や補助率の設定は一定期間ごとに見直し作業を行うことが望まれる。市は公共用水域の保全のためにも、個人設置の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早急な転換を促進すべきである。</p>	対応済(H26.3)	相模原市浄化槽設置補助金交付要綱を見直し、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に補助の対象を絞っており、また補助の金額も他市と比較して同等の金額になるよう改正した。(平成25年7月施行)
24-意-22	意見	P168~169	津久井下水道事務所	<p><b>【市設置高度処理型浄化槽の設置状況] 高度処理型浄化槽の設置状況について</b></p> <p>市の計画では、平成31年度までに7,400基の高度処理型浄化槽を設置するとしているが、平成23年度までの状況を見ると目標を達成するのは困難な状況といえる。</p> <p>水環境の改善という目的のために設置基数の目標値を定めて事業を実施している以上、その目的の達成を図ることが重要である。</p> <p>現状のままでは設置が進まないのであれば、その問題点を分析して、水環境の改善を図っていく姿勢が必要である。</p>	対応済(H28.12)	<p>高度処理型浄化槽の設置目標は、平成23年度の詳細調査にて、5,380基に修正となっている。</p> <p>高度処理型浄化槽整備における住民意識としては、個人の排水設備費用など詳細な説明が必要なことがわかったため、平成25年度から住民との直接対話を基本としたきめ細やかな説明による普及活動を実施し、その後民間活力を活用した整備推進方策の検討を進め、平成28年度から工事店制度を実施する。</p> <p>その制度とは、工事店が各戸を訪問し、浄化槽の普及・啓発に努め住民の理解が得られた場合にその工事店と随意契約により高度処理型浄化槽を整備することとしたものである。</p> <p>この制度による整備により年間200基程度の整備を行い、平成44年の事業完成を目指すもの。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-23	P169	意見	津久井下水道事務所	<p><b>【市設置高度処理型浄化槽の設置状況】 個人設置型浄化槽の寄附</b></p> <p>平成19年度から21年度の3年間で138基の浄化槽設置補助が行われており、これらを対象に平成24年度から寄附の受付を行っているが、平成24年9月までの半年間で寄附件数はゼロ件であった。</p> <p>個人設置型浄化槽は個人の所有物のため、所有者による適正な維持管理が必要となるが、適切に維持管理がなされるかについては個人差が生じる可能性がある。そのため、浄化槽としての機能を一定に保つためには、市が維持管理を行うことのほうが有効であると考えられることから、市においては寄附の受け入れに関してより周知徹底を図る必要がある。</p>	対応済 (H26.12)	<p>浄化槽を適切に管理するためには、受け入れに関して周知徹底を図り寄附の促進を図ることは必要なことと考える。平成25年度から平成26年度に向け対象138基の所有者に対し、寄附の受け入れに係るお知らせの送付等により周知を図った。</p>
24-意-24	P169	意見	津久井下水道施設課	<p><b>【市設置高度処理型浄化槽の設置状況】 公共施設への高度処理型浄化槽の設置について</b></p> <p>高度処理型浄化槽について、個人や事業所への設置が進まないのであれば、公共施設への導入を進めていくことも一つの方法である。</p> <p>水環境の改善のために生活雑排水の処理方法を見直す必要性について、個人と公共施設で違いはないのであるから、公共施設への高度処理型浄化槽の設置についても計画的に進めていく必要がある。</p>	対応済 (H27.11)	<p>学校やまちづくりセンターなどの公共施設については施設規模が大きく、事業費が膨大となるため、平成25年度より施設管理者との協議を進め、その後、計画的・段階的な設置の推進を図っている。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-25	P173	意見	下水道経営課	<p><b>【市設置高度処理型浄化槽事業の収支】</b>  <b>市設置高度処理型浄化槽事業について</b>                      高度処理型浄化槽の設置は、使用者の汚水処理に資するだけでなく、水環境の改善という津久井湖や相模湖の水を使用している相模原市民全体に関係する目的をもつが、その維持管理費の一部は一般会計繰入金という形で、市設置高度処理型浄化槽を使用していない市民も負担せざるを得ない。市設置高度処理型浄化槽事業の目的とそれに伴う財源負担の関係に関して市民の周知が進むよう、市は努めていく必要がある。</p>	対応済(H26.3)	平成23年度に改正された地方公営企業法施行規則において、セグメント情報の開示が義務付けられており、セグメントの区分は地方公共団体の裁量とされている。相模原市においては「相模原市下水道経理規則」において、報告セグメントを公共下水道事業、農業集落排水事業、高度処理型浄化槽事業としており、浄化槽事業単体の経営状況についても市民に周知している。
24-意-26	P178	意見	下水道経営課	<p><b>【下水管の老朽化】</b>  <b>下水管の現状分析と今後の計画について</b>                      将来確実にやってくる下水管の老朽化に対処するためには、いかにこの問題に対処し、財源を確保するかが大きな課題となる。                      下水道機能は都市に必要な基本インフラであり、今後も継続して下水道機能を維持するためには、できるだけ早くその対策を立てる必要がある。                      財源が極めて厳しい中で、下水道施設の維持・更新についてどのような方向・方法を選択するかを検討するためには、市民に対してその現状と将来像を知らしめて理解を求める必要がある。そのためには、相模原市における下水道施設の現状を適切に把握したうえで、10年後、20年後を見据えた計画を策定する必要がある。</p>	対応済(H26.12)	下水道施設の計画的な点検・調査に基づく効率的な維持管理と改築更新費の低減・平準化を図っていくため、ストックマネジメントの手法を取り入れた今後30年間の「下水道施設維持管理計画」を平成25年度に策定し、市ホームページに掲載した。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-27	P180	意見	下水道施設課	<p><b>【ポンプ場の老朽化】</b>  <b>ポンプ場の現状分析と今後の計画について</b>                      相模原市の「公共下水道ポンプ場長寿命化基本計画」ではポンプ場の改築更新について、各ポンプ場の設置年月が集中していることから、標準耐用年数に基づいた単純更新では更新事業量のピークが生じてしまい、1年間でその事業量を確保することは困難であると結論付けている。                      したがって、継続的に下水道施設を維持し続けるためには、市が計画している予算の平準化及び優先度が高い設備からの改築とともに、長寿命化対策が不可欠となる。                      施設の老朽化は、ゆっくりではあるが時の経過とともに確実に進行している。安全で快適な暮らしを維持するためにも、計画を確実に実行することが期待される。</p>	対応済(H27.11)	「公共下水道ポンプ場長寿命化基本計画」に基づき、計画的な維持管理を行いながら、ライフサイクルコストの最少化を考慮した施設の長寿命化と改築更新を順次行っている。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-28	P190～191	意見	下水道経営課	<p><b>【下水道施設のリスクに対する相模原市の対応】</b>  <b>下水管の状況調査と「下水道施設維持管理計画」策定について</b></p> <p>下水道設備を良好に維持していくためには、10年後、20年後を見据えた中長期的計画の策定とその実行が不可欠である。</p> <p>まず速やかに現状を調査したうえで、老朽管の改築・更新に対して何らかの方針を示し、そのための具体的対策(例えば老朽管に特化したテレビカメラ調査など)を施す必要があるであろう。もしこのような対策を実施しないならば老朽管の状況を把握することができず、道路陥没が起こって初めて破損の状況が分かり、その対応をより高価な「布設替工法」で実施せざるを得ない状態となって財政的にも手の打ちようがなくなり、将来頻発するであろう下水管の破損に起因した道路陥没がどこで起こるか予測もつかないという混乱した状況になりえることは十分予想される。</p> <p>そのような状況に陥らないためにも、莫大な事業費を要する下水管の事業費を低減し平準化することを目的とした予防保全型の維持管理を基軸とした、またストックマネジメントの手法を取り入れた「下水道施設維持管理計画」を策定し、中長期の視点に立って、施設の計画的な点検・調査に基づいた計画的な改築・更新を、選択集中的に実施していく必要があると考える。</p> <p>また、実施した結果はPDCAサイクルによって見直し、時代に適合した維持管理計画を時代ごとに策定していく必要があると考える。</p>	対応済 (H26.12)	<p>下水道施設の計画的な点検・調査に基づく効率的な維持管理と改築更新費の低減・平準化を図っていくため、ストックマネジメントの手法を取り入れた今後30年間の「下水道施設維持管理計画」を平成25年度に策定した。</p> <p>今後計画を推進していく中で、必要に応じ見直しを行っていく。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-29	P192	意見	下水道経営課	<p><b>【設備更新コストの試算】</b></p> <p>今後の設備更新コストの中でも大きなウェイトを占める下水管について、予防保全的な管理を行わずに、安価な更生工法ではなく高価な布設替工法で単純更新した場合には、その総事業費は約4,200億円にのぼると試算できる。</p> <p>総事業費は、1m当たり20万円という一般的な単価で試算したものであるため、市が策定する「下水道施設維持管理計画」においては、より厳密で実行可能性がある数値を計算しなければならない。特に、市では老朽化対策として「布設替工法」や「更生工法」を検討しているため、それぞれの方法に基づいた改築・更新費を試算し、どのような方法で長寿命化を図るのか決めなければならない。</p>	対応済(H26.12)	平成25年度に策定した「下水道施設維持管理計画」の策定時に従来の対症的維持管理ではなく予防保全的維持管理へ手法を転換して設備更新を行う上での「布設替工法」「更生工法」の改築・更新費を試算し、それぞれのコストや実行可能性等を比較検討した中で、「更生工法」により下水道管の長寿命化を図っていくこととした。
24-意-30	P193	意見	下水道経営課	<p><b>【広報】</b></p> <p>将来にわたって都市の重要機能である下水施設を維持・継続していくためには、下水道施設の老朽化や地震等によるリスクの存在を明らかにして市民に理解してもらい、限られた財源の中で将来のためにどのように対処したらよいかを、住民、市長をはじめとする市役所職員、議員が同じ目的に向かって協力して検討し、その対策を考える必要があるであろう。</p> <p>そのためにはまず、現状と課題(リスク)の把握と、それを市民をはじめとする関係者に知らしめる広報活動が必要であろう。</p>	対応済(H26.12)	下水道施設の現状や課題等を踏まえて平成25年度に策定した「下水道施設維持管理計画」及び「下水道施設地震対策事業計画」を平成26年5月に市ホームページへ掲載して市民等への周知を図った。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-31	P199~ 200	意見	下水道施設課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>水洗化普及員の活動地域について</b></p> <p>水洗化普及員は、緑区、中央区、南区に分かれて普及啓発活動を行っているが、普及員費用の割合は各区等分となっている。各区により未水洗化件数は違っているはずであるから、各区一律に配置するのではなく地域の特性を考慮して水洗化普及員を投入することが効率的な活動を行うためには望ましい。</p> <p>地域の特性を考慮する場合、単独処理浄化槽及び汲み取り便所については、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、これらは公共下水道に接続することにより、環境への負荷を大幅に削減することが可能となるため、合併処理浄化槽の多い地域よりも、単独処理浄化槽や汲み取り便所が多数設置されている地域へと優先的に注力することが、市街地環境の維持・保全や公共用水域の水質保全の観点からは有効と考えられる。</p> <p>また、水洗化普及員は水洗化義務期間(処理開始から3年間)を経過した世帯を対象に戸別訪問を行っているが、新たな供用開始区域内の接続推進となるよう、処理開始から3年以内の未接続世帯についても、戸別訪問することが望ましい。</p>	対応済 (H26.3)	<p>水洗化促進に係る普及啓発活動については、今年度より旧市域全域を一括して当課が行っており、6人の調査員のほか複数の職員によって個別訪問を実施している。各区における未水洗化件数は地域性もありそれぞれ異なっているが、区で担当を分けるのではなく、一斉に訪問することで迅速な普及啓発活動が可能となり、効果的・効率的な取組みを行っている。</p> <p>また、水洗化義務期間においては、2回(処理開始直後と3年目)の個別訪問を実施するなど、公共下水道への接続促進を図っている。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-32	P200~203	意見	下水道保全課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>水洗化阻害要因の分析と解消策について</b>                      排水設備工事に対する援助は当然支出の増加につながるが、経済的負担の増加を嫌がる未接続者の負担を少しでも減らし、早期に接続できる環境を整えることは重要である。                      また、未接続者の解消により将来的に得られる下水道使用料も勘案すれば、長期的経営判断としてこのような制度を導入する余地はあると考える。                      排水設備の整備の促進及び水洗便所の普及を図るためには、水洗化の主な阻害要因である経済的負担を軽減することが有効であると考えられるため、排水設備の設置及び水洗化を行う者に対して、当該工事に要する資金を援助することができないか検討されたい。</p>	対応予定(H29.11)	水洗化阻害要因の解消策として、公共下水道へ接続工事を行う者に対し工事費の一部を助成する制度の導入等を検討しているところである。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-33	P203~205	意見	下水道施設課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>下水道と浄化槽の混在解消について</b>            浄化槽の法定検査の受検率(平成23年度の11条検査19.3%)などをみれば、必ずしも適切な維持管理が行われているとは考えられない状況であるため、やはり処理区域内における浄化槽の混在は公共用水域の水質改善への障害となっているはずである。</p> <p>また、下水道に接続されないままの状況が継続されると、同一区域内に異なる種類の汚水処理施設が長期にわたり混在することになり、下水道の投資効果が十分に発揮されず、下水道整備時に予定された使用料収入の減少により財政的悪影響が生じ、下水道と浄化槽に対する行政経費が二重に必要となってしまう。</p> <p>浄化槽使用者に対して公共下水道に接続する意義とメリットについて、詳しく説明を行い今後も普及啓発に努めて欲しい。</p>	対応済(H26.3)	<p>公共下水道接続への普及啓発活動については、未接続家屋等の所有者に対し、個別訪問を行いながら公共下水道へ接続する意義や目的、メリットなどについて、より分かりやすいチラシを基に説明するなど、接続に対するご理解とご協力を求め、使用料の増加に繋がる取り組みを行うことにより、健全な下水道事業の運営を図っている。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-34	P205～206	意見	下水道保全課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>未接続世帯に対する実効性ある指導管理体制の構築について</b></p> <p>下水道に接続できる状態でありながら排水設備工事を行わない未接続者の存在は、下水道経営への悪影響となるほか、生活環境・公共用水域への悪影響、接続済みの者の負担増となることから、現在よりも毅然とした態度で接続を促したい。</p> <p>事情によっては猶予期間を設け、再申請に応じていくことで住民の理解も得られるようにし、公共下水道の接続率向上のため、強制力のある指導を実施できるように関係条例・規則・要綱を整備し、より実効性のある法的システムとなるよう見直しを検討すべきである。</p> <p>なお、相模原市の下水道条例には排水設備の設置期限が明示されていないが、指導管理体制を敷く場合には、条例で「遅滞なく」が「何年以内(もしくは何ヶ月以内)」であるのか接続期限を明確に定めるのが良いと思われるので併せて検討されたい。</p>	対応予定(H29.11)	未接続世帯に対する実効性ある指導管理体制として、猶予制度や排水設備の設置期限明確化等の導入を検討しているところである。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-35	P209～210	意見	下水道保全課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>水洗化工事資金融資あっせん制度の利用促進</b>                      過去からの利用実績から見てこの制度に対する住民の理解度があまり高いと考えられないため、説明会や水洗化普及員による戸別訪問でより詳しく説明するとともに広報紙などを通じてなお一層の周知を図っていく必要がある。                      水洗化工事資金融資あっせん事業は、水洗化の促進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としており、たとえ接続義務期間が過ぎた後であっても水洗化の効果は同じなのであるから、条件を緩和して利用しやすい制度となるよう検討すべきである。</p>	対応予定(H29.11)	水洗化工事資金融資あっせん制度については、新たなパンフレットを作成し制度の周知を図るとともに、利用促進に繋がる効果的な見直しを検討しているところである。
24-意-36	P210	意見	下水道施設課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>私道への公共下水道整備</b>                      申請によって私道に公共下水道を設置する制度は、未接続世帯が複数同時に接続されることに繋がるため整備効率の高い事業といえる。ただし、「公共下水道の私道内設置」の申請条件を満たせない場合には全くの個人で負担することになってしまうため、袋小路のような私道の場合には、一般的な排水設備工事よりも金銭的な負担が大きくなり、私道に隣接する関係者の負担割合などが問題となるため、未接続が解消されない可能性が高くなる。                      このため、救済措置として私道に隣接する関係者が共同で排水設備を設置する際に、工事費の一部を援助する制度などを設け、市が私道内に公共下水道を設置する場合との格差を解消してやることも検討すべきである。</p>	対応済(H26.3)	「公共下水道の私道内設置」の申請条件を満たせない場合には、排水設備工事として対応することで負担の軽減措置を図っている。

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-37	P210～ 211	意見	下水道施設課	<p><b>【水洗化促進事業】</b>  <b>私道内公共下水道整備制度におけるホームページ上の記載内容について</b>                      相模原市のインターネットホームページ(以下「HP」という。)では、「私道内公共下水道整備制度」については「よくある質問FAQ」で「各窓口へお問い合わせください。」とだけあるが、制度についての内容説明がない。申請条件などの説明についても記載されるのが望ましい。                      また、「相模原市には、「私道共同排水設備工事への助成制度」はありません。」となっているが、「一定の基準、条件を満たす私道については、申請により市が公共下水道として整備する制度」として「私道内公共下水道整備制度」があることについて案内されるべきである。</p>	対応済 (H26.12)	<p>「私道内公共下水道整備制度」については、平成25年7月より「市のHP」や「よくある質問FAQ」において、「公共下水道(汚水)の私道内設置制度」として内容の追記及び更新を図っている。                      また、「私道共同排水設備工事への助成制度」については、同制度は存在しないが、水洗トイレに改造する場合の制度「資金の融資あっせん」についての説明や、一定の基準と条件を満たす私道においては「公共下水道(汚水)の私道内設置制度」があることを追記するなど、「よくある質問FAQ」の内容を見直し、わかりやすい情報提供に努めている。</p>
24-意-38	P216	意見	津久井下水道事務所	<p><b>【農業集落排水施設にかかる事業】</b>  <b>水洗化への対応</b>                      条例は水洗化を義務づけているが、平成24年3月31日現在、処理区域内の130世帯(503人)に対して水洗化が完了しているのは106世帯(473人)で、24世帯(30人)は水洗化が完了していない。                      市としては、未水洗化の世帯に対しては、今後も水洗化を促す努力を続けていく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成27年度末の未接続世帯数は18世帯となっているが、引き続き接続率100パーセントを目指し、水洗化促進を継続していく必要があることから、平成27年度に、戸別訪問による接続指導とアンケート調査を行い、未水洗の理由の整理を行ったところ、経済的な理由や空き家となっていること等であり、その結果を踏まえ個々の世帯に対応した接続指導を継続し、水洗化を促していく。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成29年11月終了)

テーマ「下水道事業に関する財務事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
24-意-39	P216～ 217	意見	津久井下水道事務所	<p><b>【農業集落排水施設にかかる事業】</b>  <b>農業集落排水事業の有効性</b>                      維持管理費に限定すると、農業集落排水施設の利用者は合併処理浄化槽の設置者よりも優遇されている。                      このことについて市は、優遇していることの効果を積極的に情報発信する必要があると考える。                      農業集落排水事業を実施した効果としては、食の安全・安心の確保、農業生産の安定にどのような成果が表れたのか、あるいは相模湖・津久井湖の水質改善にどの程度寄与しているのかなどが考えられるが、このようなことを明確化しておく必要がある。</p>	対応済 (H28.12)	<p>平成25年度から地方公営企業法適用に伴い企業会計方式を導入し、生活排水処理施設として公共下水道及び高度処理型浄化槽と併せて使用料体系の統一を行った。                      より一層の水質改善を図るため、アオコの原因となる窒素、リンの削減が可能となる排水処理施設の高度化工事を平成26年度及び平成27年度に実施したことから、その工事による効果も考慮し、水質改善の数値的な効果として、窒素負荷量99%、リン負荷量69%の削減が図られた。</p>

指摘事項		意見	
措置済	6	対応済	35
検討・改善中	0	対応予定	4
措置困難	0	対応困難	0
合計	6	合計	39